

第6号様式（第14条関係）

平成29年 4月 11日

新宿区長 宛て

法人名 特定非営利活動法人国境なき子どもたち
所在地 〒161-0033 東京都新宿区下落合 4-3-22
(フリガナ) カイチョウ テラダサエコ
代表者氏名 会長 寺田朗子 ㊞

協働推進基金助成金交付申請書


新宿区協働推進基金条例施行規則第14条第1項の規定により、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

助成金申請額 200,000 円

1 助成対象事業

事業名	写真展「ストリートチルドレン～犯罪の犠牲者」	
事業種別	○既存事業 新規事業	
申請する助成の区分	○第11条の2第1号 (NPO活動資金助成)	第11条の2第2号 (新事業立ち上げ助成)
過去にこの助成を受けた実績	助成年度(平成16年度) 事業名(友情のレポーター記録ビデオ配布及び帰国報告会の開催)	
この事業に対する他の助成の有無 (申請中のものを含む。)	有 ○無	有の場合は、助成団体及び助成額 団体名： 助成額： 円
事業実施の地域及び会場	新宿区新宿1-4-10 アイデム本社ビル2階 アイデムフォトギャラリー「シリウス」	
スケジュール (実施期間等)	① 写真展示物準備 8月下旬～9月初旬の7日間 10:00～14:00 ※事務局において展示物セレクトやレイアウト作成、写真説明文等の作成にあたる ② 写真展設営 9月13日(水) 15:00～19:00 ③ 写真展開催 9月14日(木)～20(水) 10:00～18:00 ※9月17日(日)は休館 ④ 写真家によるギャラリートーク(会期中) 9月18日(月祝) 14:00～15:30 【②～④はギャラリー内で実施】	
区民ニーズの把握状況 (どのように把握したかを含む。)	国境なき子どもたち(KnK)は、「開発途上国の恵まれない青少年に教育支援を行うこと」、「日本国内で国際理解を促進すること」を両輪として1997年より活動を行っている。 国内における国際理解促進の一環として、毎年テーマを変えて海外の子どもたちの現状を伝える写真展を新宿区内で開催している。本年はドゥテルテ大統領による麻薬撲滅などの過激政策で世界的に注目されているフィリピンの知られざる「子どもたちの犯罪」を重点的に写真で紹介する予定である。 警視庁の発表(2015年)によると、新宿区は23区内で最も刑法犯発生件数が多い。中でもアジア最大級の歓楽街である歌舞伎町は青少年が犯罪に巻き込まれる危険性も高いといわれている。 当写真展は、共通課題を持つ新宿区民にフィリピンの「子どもたちの犯罪」に関して理解を深めていただく良い機会といえる。	

<p>事業の対象者</p>	<p>新宿区民及び関東近郊在住者</p>
<p>活動内容 (必要に応じて、図表、地図、イラスト、写真等を添付し、又は印刷物等の資料を提出していただいても結構です。)</p>	<p>元小学校教師で現在は写真家として活躍中の吉田亮人氏がフィリピンの路上生活する子どもたちを取材・撮影。その作品を新宿のギャラリーで展示することで、フィリピンの諸問題に対する意識を啓発する。会期中に写真家本人によるギャラリートークを開催し、フィリピンにおける「子どもの犯罪」が起きる背景やフィリピンの少年法改正案などについて、来場者と共に理解を深める（定員 100 名）。</p> <p>写真展内容</p> <p>フィリピンではドゥテルテ大統領の政策のもと、2016 年に少年法改正案が提出された。刑事責任年齢が現行の 15 歳以上から 9 歳以上に引き下げられるというものだ。貧困により家庭が崩壊し路上生活を余儀なくされる子どもたちの中には、ギャングのメンバーに加わることで、その小さな身を守ろうとする者もいる。彼らは大人に強制され、犯罪に巻き込まれる危険に曝されている。当団体はフィリピンのマニラ首都圏の青少年鑑別所で調査を行い、不当に収容されている子どもたちを適切に解放、保護するなどの支援を行っている。</p>  <p>「金めの物を盗んで来いと指示されて捕まり、3 ヶ月も鑑別所に収容されている少年」</p>
<p>地域の人たちの事業への関わり方 (ボランティアとして参加する等のように地域の人がこの事業に参画することができるかを記入してください。)</p>	<p>新宿御苑近くのギャラリーは一般公開（入場無料）されている。区民の方々には、会期中にぜひ来場いただき、写真を通してフィリピンの子どもたちの現状を学んでいただきたい。</p> <p>写真展開催期間は、ギャラリーの受付業務などをボランティアの協力で運営する。区民の方々にはボランティアとしての参加の他、会期中に行うギャラリートークにも参加いただける。</p> <p>また新宿区の中高生にも国際理解促進の授業として当事業を活用していただくことが可能である。</p> <p>多文化共生を推進する新宿区には、現在約 4 万 1 千人の外国人が暮らしている。その内約 2% を占めるフィリピン人の方々にも周知し、参加を呼び掛けたい。</p>

<p>実行体制</p> <p>(必要とされる人員とその確保のめど、必要な設備等)</p>		<p><u>運営体制：</u> 団体正職員 1 名による全体運営及び管理を行う。 準備は写真家と団体職員の 2 名体制で 7 日間を想定。 会期中は団体職員 1 名が必ず在廊し、ボランティアは 1 日 3 名程度でシフト組み、一人でも多くの方が参加できるようにする。 写真家も会期中在廊する。</p> <p><u>必要な設備：</u> 展示写真 70 点、ギャラリートーク (9/18 予定) の椅子 (100 脚)</p>
期待される成果	<p>区民や地域にもたらす具体的効果</p>	<p>① 写真展に来場することで、報道では知りえないフィリピンの子どもたちの現状や表情を知ることができる。 ② 会場には職員や写真家が在廊しているため、直接現場の話を聞く機会となる。 ③ ボランティアとして参加することで、国際協力を体感できる。 ④ ギャラリートークでは写真家の声を直に聞くことができる。 ⑤ 新宿区の多文化共生を推進できる。</p>
	<p>申請事業を実施することによる貴団体の活動への効果</p>	<p>① 地域の方々に海外の現状を知っていただく機会となる。 ② 写真展開催により、メディアへの掲載機会が増える。 ③ 不特定多数の方にご来場いただくことにより、団体の活動を知っていただく機会となり、新規支援者獲得につながる。 ④ 会場に募金箱を設置し寄付につなげる。 ⑤ 新宿区の推進する多文化共生の一役を担える。</p>
<p>貴団体の経営基盤強化に向けた取組と今後の展望</p>		<p>写真展を開催しメディア露出を増やすことで、区民を始めとする一般の方々の当団体認知度を向上させる。 海外の恵まれない状況下にある子どもたちの現状を伝えることで、国際協力参加意識を促し、新規支援者を獲得する。 資金調達力を強化させ持続可能な運営体制を構築し、支援を必要とする海外の子どもたちが一人でも多く困難な状況から抜け出せるよう手助けする。ひいては当団体のビジョンである「国境を越えてすべての子どもに教育と友情を」の実現を目指す。</p>

2 助成対象事業費内訳 (積算根拠)

※協働推進基金助成金は、助成金申請額を入れて積算してください。

※入場料又は会費を徴収して行うイベント、公演等は、必ず単価を入れてください。

収入	経費	積算根拠 (内訳)	金額
	団体負担金	寄付金等	520,923 円

	参加費、資料代等	写真展会期中、9月18日(月祝)開催予定 ギャラリートーク参加費 500円×100名	50,000円
	その他の収入		円
	協働推進基金助成金	助成金申請額	200,000円
	計		770,923円
支出 (助成の対象になる事業費の内訳)	費目	予算額	内訳
	会議費	円	
	宣伝費	円	
	リース費	55,080円	9月18日(月祝)開催予定ギャラリートーク、パイプ椅子 レンタル費 300円×100脚=30,000円 配送費 24,000円 値引き△3,000円 消費税 4,080円
	消耗品費	円	
	謝礼	210,000円	写真家謝礼 15,000円×14日 ・写真展示物制作準備 8月下旬～9月初旬の7日間 10:00～14:00【7日】 ・写真展設営 9月13日(水) 15:00～19:00 【1日】 ・写真展開催期間中 9月14日(木)～20(水) 10:00～18:00【6日】 ※9月17日(日)はギャラリー休館のため発生しない
	人件費	56,000円	全体運営及び管理を行う団体正職員1名分の人件費 4,000円×1人×14日
	材料費	円	
	交通費	60,412円	<u>写真家交通費</u> 京都-東京往復 26,160円×2回=52,320円 <u>職員交通費</u> 下落合(事務所最寄駅)-新宿御苑往復 578円×1人×14日=8,092円
	その他諸経費	62,000円	案内ハガキ郵送料 62円×1,000通=62,000円
	助成対象事業費(小計)	443,492円	

助成対象外事業費	327,431 円	写真家渡航費（日本⇄フィリピン） 79,940 円 写真家宿泊費(フィリピン)14泊 67,491 円 写真家宿泊費(東京)13泊 130,000 円 オープニングレセプション 50,000 円（50 人分）
事業総額		770,923 円

3 その他

助成金申請額を減額して助成金の交付決定をした場合に、助成対象事業を遂行することは可能ですか。

（ はい ）

助成対象経費

下記項目以外の経費（飲食費等）は、対象といたしません。

項目	経費の種類
①会議費	打合せ、会議資料コピー代、会場使用料等
②宣伝費	チラシ、ポスター等作成費
③リース費	事業に直接必要な機器の賃借料
④消耗品費	事務用品の購入費
⑤謝礼	講師、協力団体等への謝礼（1時間当たり1万円を限度とし、1日当たり3万円を限度とする。）
⑥人件費	事業実施に直接関る事業主体の人件費として時間単価1,000円、1日あたり1人4,000円を上限として、かつ助成対象事業費の20%以内
⑦材料費	事業に直接必要な材料の購入費
⑧交通費	公共交通機関の交通費、講師との事前打合せのための交通費等（タクシー代は除く。）
⑨その他諸経費	損害保険料、郵送料等（チャリティ募金、寄附金等は除く。）